

公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成の

適用施設の追加について

公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成として組合員が適用施設を利用した場合には、月会費等での利用月数又は回数券を購入した回数に応じて1,000円を乗じた金額の助成（1人当たり年間助成金額は6,000円を限度）を行っておりますが、次の施設を 月 日から追加いたしますので、お知らせします。

1 適用施設に追加する施設

施設名	施設内容	利用区分
忍野村フィットネスセンター (南都留郡忍野村忍草 1660-42)	トレーニングルーム	回数券購入時

2 上記施設の利用方法

回数券を購入した際に利用者氏名、回数券の種類、回数券の金額、施設の名称、領収印等が記載された領収書の交付を施設において受けていただき、「健康増進施設利用助成金請求書」に添付し、所属所を經由して当組合に請求してください。

担当：保健課 保健担当 中村

TEL：055-232-7311